

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案に対する附帯決議

平成十二年五月三十日

参議院経済・産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 最終処分事業の推進に当たっては、概要調査地区等の関係地方公共団体の適切な判断、理解と協力が必要不可欠となることにかんがみ、的確かつ事前に情報等を提供するように万全を期すこと。

また、国及び関係地方公共団体は、原子力発電環境整備機構による概要調査地区等の選定に当たり、十分な情報交換を行うとともに、円滑な意思疎通を図るよう努めること。

二 最終処分を円滑に実施するためには、同事業に対する広範な国民の十分な理解と支持が必須であることから、事業等に関する原子力広報の充実・強化及び必要かつ十分な情報公開を行うこと。

三 最終処分の安全確保のための規制については、原子力安全委員会における基本的な考え方を早急に提示できるように努めること。また、具体的な規制内容等の検討に際しては、今後の技術開発の動向等に十分留意すること。

四 概要調査地区等の選定に当たっては、人口密度等の社会的条件についても十分に配慮するとともに、その選定過程の透明性・公正性の確保に十全の努力を払うこと。

五 原子力発電環境整備機構による最終処分事業が、将来にわたり安全かつ確実に実施されるよう、同機構の体制整備及び効率的運営の確保について十分措置すること。

六 最終処分積立金の資金管理業務を行う指定法人については、天下り機関との指摘を受けることのないよう厳正に対処すること。

また、資金管理業務について外部監査制度を導入するなど透明性の確保を図るほか、最終処分積立金の運用は適切かつ確実を旨とし、安易に国債等の消化手段などに利用されることのないよう十分配慮すること。

七 電力自由化に伴い、大口電力ユーザーが既存の原子力発電事業者から原子力発電設備を有しない独立系電気事業者に電気の供給源を切り替えた場合の過去の原子力利用見合い分の拠出金について、不当に業務用・家庭用の小口ユーザーに転嫁されることのないよう、公平の確保を図ること。

八 高レベル放射性廃棄物処理処分の負担軽減等を図るため、分離変換技術の研究開発については、国際買

献・国際協力の視点からも、より一層の推進を図ること。

右決議する。